

令和三年五月十三日提出
質問第一三三三号

国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問
主意書

提出者 山井和則

国民の命を救うための新型コロナウイルス感染症治療薬の政府主導による治験等に関する質問

主意書

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、医療のひっ迫が極めて深刻となる中で、新型コロナウイルス感染症治療薬の普及は喫緊の課題です。多くの入院すべき患者が、十分な治療や手当てを受けられないまま、自宅療養やホテル療養を余儀なくされ、さらにはその中で命を落とす方もおられます。治療薬の安全性はもちろん確認しなければなりません。一瞬でも早期の治療薬の承認が必要です。

そこで以下のとおり、質問します。

一 医療ひっ迫の深刻な状況に鑑み、すでに他の疾病について薬事承認されているトシリズマブ（アクテムラ）、ファビピラビル（アビガン）、イベルメクチンなどの薬剤を、入院患者のみならず、自宅療養やホテル療養となっている患者に、医薬品副作用健康被害救済制度の対象とした上で、積極的に投与できるようにすべきではありませんか。

二 すでに他の疾病について薬事承認され、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第四・二版」に掲載されているトシリズマブ（アクテムラ）、ファビピラビル（アビガン）、イベル

メクチンなどの薬剤について、新型コロナウイルス感染症に対する有効性が明確となっていないこととすることは不思議でなりません。では、これらの薬剤はなぜ診療の手引きに掲載されたのでしょうか。その有効性の不明確さを理由に新型コロナウイルス感染症治療薬としての薬事承認ができないのであれば、医療ひっ迫の深刻な状況や国民の命が失われている状況に鑑み、政府がその有効性を明確にすべきではありませんか。

三 新型コロナウイルス感染症に対するトシリズマブ（アクテムラ）、ファビピラビル（アビガン）、イベルメクチンの治験について、現在は医師や製薬会社が主導していると認識していますが、医療がひっ迫し、入院すべき患者が入院できずに自宅療養やホテル療養を余儀なくされている緊迫した現状に鑑み、これらの薬剤については政府が主導して治験を進め、早急に治験を終了させるべきではないですか。政府の見解を示して下さい。

右質問する。